

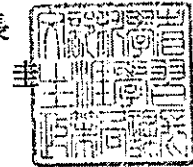


30初教職第22号
平成30年10月15日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県・指定都市教育委員会教員研修主管課長
各都道府県・指定都市教育委員会免許状更新講習担当課長
各国公私立大学教職課程担当課長
各国公私立大学免許状更新講習担当課長
各国公私立短期大学教職課程担当課長
各国公私立短期大学免許状更新講習担当課長 殿
各指定教員養成機関指定事務担当課長
各指定教員養成機関免許状更新講習担当課長
各大学共同利用機関法人免許状更新講習担当課長
各文部科学省独立行政法人免許状更新講習担当課長
各文部科学省国立研究開発法人免許状更新講習担当課長
免許状更新講習の開設者の指定を受けた各法人の免許状更新講習担当課長

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長

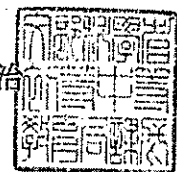
三 好



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局教職員課長

柳 澤 好 治



(印影印刷)

「若年者への消費者教育の推進に関するアクション
プログラム」の改定に基づく取組について（依頼）

成年年齢引下げを見据え、実践的な消費者教育の実施を推進するため、2018年度から2020年度の3年間を集中強化期間とし、関係省庁が連携して各種取組を推進することを定めた「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（以下「アクションプロ

グラム」という。)について、平成30年7月12日の若年者への消費者教育に関する4省庁関係局長連絡会議において改定を行いました。(アクションプログラムについては別添1～3を参照。)

本改定では、消費者庁の消費者教育推進会議の下に設けられた若年者の消費者教育分科会における議論の取りまとめを受けて、教員による消費者教育の指導力向上のための大学の教員養成課程、現職教員研修、免許状更新講習等における取組を明示しました。

貴職におかれましては、これらを踏まえ、下記の点に御留意の上、教員の養成・研修等における消費者教育の推進に一層努めてくださいますようお願いいたします。あわせて、都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会に対して、本通知の内容について周知をお願いします。

記

1 教職課程における消費者教育の内容の充実

教職課程において、各教科の指導法、教育課程の編成方法、教材の活用を含む教育の方法及び技術等については、学習指導要領に掲げる事項に即し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとしている(平成29年改正教育職員免許法施行規則第5条表備考第二号)ことから、公民科及び家庭科の教職課程において、消費者教育に関する内容についての実践的な能力を生徒に対して指導する力が身に付けられるよう、科目の編成等にあたり積極的に検討してください。

2 有機的に連携した継続的な体制の構築

(1) 教職課程における教員養成から現職教員に対する研修等まで有機的に連携した一貫した体制を構築するため、大学と都道府県教育委員会等との間で協議する場として教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第22条の5第1項で規定する協議会を積極的に活用し、消費者教育に関する内容の指導力向上に向けた各々の役割分担や、養成及び研修の各段階で取り扱う内容等について協議することについて、検討してください。

(2) 教育公務員特例法第22条の5第1項で規定する協議会において消費者教育を取り扱う場合には、消費者教育について協議する分科会等を設け、地域の消費者行政担当部局を参画させることについて、検討してください。

3 現職教員に対する講習、研修における講座の開設数の増加及び内容の充実

(1) 免許状更新講習に係る取組

①消費者教育を含む成年年齢の引下げに関する事項については、免許状更新講習の「必修領域」の事項「二 子どもの生活の変化を踏まえた課題」において取り扱うことができることに留意して、この内容を含む講習の開設について積極的に検

討してください。

②免許状更新講習の「選択領域」においても、実践的な消費者教育を指導できる内容の講習の開設について積極的に検討してください。

(2) 教員研修に係る取組

①中堅教諭等資質向上研修等の教員研修において、消費者教育を扱う研修を積極的に実施してください。

②独立行政法人国民生活センターや地域の消費生活センターによる教員向けの研修を法定研修等としても積極的に位置付けてください。

③学校管理職が外部人材の活用や教科間連携の重要性に関して理解を深められるよう、適切に研修を行ってください。

4 外部人材等の活用

(1) 教職課程、免許状更新講習及び教員研修において、必要に応じて、弁護士、司法書士、金融関係の専門家や消費生活相談員・消費生活アドバイザー等の外部人材を講師等として活用することを積極的に検討してください

(2) 外部人材を講師等として活用する際には、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整する役割を担う消費者教育コーディネーターを活用してください。

(本件担当)

(消費者教育コーディネーターの活用に関すること)

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課消費者教育推進係

Tel : 03-5253-4111 (内線 3462)

(上記以外に関すること)

文部科学省初等中等教育局教職員課企画係

Tel : 03-5253-4111 (内線 3196)

若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム

2018年2月20日

若年者への消費者教育の推進に関する
4省庁関係局長連絡会議決定
(改定：2018年7月12日)

1. 趣旨

民法の成年年齢引下げに向けた検討が進められていることを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための効果的な消費者教育の方策として、実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題となっている。成年年齢引下げを見据え、実践的な消費者教育の実施を推進するため、関係省庁が連携し、2018年度から2020年度の3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を推進する。

2. 実践的な消費者教育の取組の推進

(1) 高等学校等における消費者教育の推進

① 学習指導要領の徹底【文部科学省】

- ・ 学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、社会科や家庭科を中心に各教科等において充実した消費者教育を推進する（高等学校では、学習指導要領に基づき、公民科において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、消費生活と生涯を見通した経済の計画、契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題や消費者の自立と支援などを指導する。）。

② 消費者教育教材の開発、手法の高度化【消費者庁・金融庁・法務省・文部科学省】

- ・ 実践的な能力を身に付ける消費者教育教材を活用した授業の実施を推進する。実施に当たっては、消費者庁で2016年度に作成した高校生向け消費者教育教材「社会への扉」を全国の学校に提供し、活用を促す（2017年度は、徳島県内の全高校で「社会への扉」を活用した授業を実施し、その効果を検証しており、2020年度に全国で同様の授業を実施することを目指して働きかけを行う）。（参考1）
- ・ 実践的な消費者教育の推進に当たっては、法務省で行っている法教育の取組と必要な連携を行う。
- ・ アクティブ・ラーニングの視点からの手法等（参加型授業、模擬体験）を用いた消費者教育により、実践的な知識の習得を推進する。

③ 実務経験者の学校教育現場での活用【消費者庁・金融庁・文部科学省】

- ・ 実務経験者（消費生活相談員、弁護士、司法書士、金融経済教育の実務者

等)の有する知識や経験を活用するため、学校での外部講師としての効果的な活用を推進する。

(活用の推進のため、独立行政法人国民生活センター等で研修を行うなどして、消費者教育コーディネーターを育成し、都道府県等への配置を促進する。)(参考2)

④ 教員の養成・研修【消費者庁・文部科学省】

- ・若年者の消費者教育分科会による、大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等における消費者教育に関する取組についての取りまとめ(平成30年6月29日)を受けた消費者教育推進会議における審議(平成30年7月9日開催)を踏まえ、別紙のとおり、教員による消費者教育の指導力向上のための取組を推進する。

(2) 大学等における消費者教育の推進

- ① 大学、専門学校等と消費生活センターとの連携、消費者被害防止に関する情報提供、取組の普及啓発等を行う。【消費者庁・文部科学省】
- ② 大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施する。【消費者庁】
- ③ 大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及【金融庁】

(3) その他

- ① 全ての都道府県、政令指定都市において、消費者教育の推進に関する法律に基づく消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置を目指す。【消費者庁】(参考3)
- ② 大学等及び社会教育における消費者教育の指針を見直し、大学等及び教育委員会に対して周知を行う。【文部科学省】

3. 関係省庁間の連携の推進

実践的な消費者教育の実施を効果的に推進するため、関係省庁は本アクションプログラムに沿って緊密に連携して各種取組を進めていく。

4. 各施策の実施時期とフォローアップ

- (1) 上記の各施策については、いずれも各省庁が直ちに取り組むこととする。
- (2) また、集中強化期間の間、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、本アクションプログラムの着実な実施を確保するとともに、必要な施策について検討する。その際、必要に応じて消費者教育推進会議の意見を聴く。

(以上)

教員による消費者教育の指導力向上のための 教職課程、免許状更新講習及び教員研修に関する取組

実践的な消費者教育の実施に向け、教員による消費者教育の指導力向上を図るため、教員の養成・研修について、関係省庁（消費者庁、文部科学省、金融庁、法務省）等が連携し、以下の取組を推進する¹。

1. 教職課程における消費者教育の内容の充実

- ・ 公民科及び家庭科の教職課程において、消費者教育に関する内容についての実践的な能力を生徒に対して指導する力が身に付けられるよう、大学に対して促す。（文部科学省）
- ・ 公民科及び家庭科における消費者に関する問題又は消費生活に関する事項について、教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示す参考指針の策定等の際に取扱いを検討する。（文部科学省）

2. 有機的に連携した継続的な体制の構築

- ・ 教職課程における教員養成から現職教員に対する研修等まで有機的に連携した一貫した体制を構築するため、大学と都道府県教育委員会等との間で協議する場として教員育成協議会の活用を、大学並びに都道府県及び指定都市に対して促す。（文部科学省）
- ・ 教員育成協議会に消費者教育について協議する分科会等を設け、地域の消費者行政担当部局を参画させることの検討を促す。（消費者庁、文部科学省）
- ・ 同協議会に参画する地域の消費者行政担当部局を支援するため、消費者教育の知見など必要な情報を提供する。（消費者庁、独立行政法人国民生活センター）

3. 現職教員に対する講習、研修における講座の開設数の増加及び内容の充実

(1) 免許状更新講習に係る取組

① 「必修領域」での消費者教育の取扱い

消費者教育を含む成年年齢の引下げに関する事項については、免許状更新講習の「必修領域」において取り扱うことができることを都道府県教育委員会等及び大学に周知する。（文部科学省）

¹ 本文書中、特に定義のない文言については、消費者教育推進会議「若年者の消費者教育分科会」取りまとめ（平成30年6月29日）中の用語の例による。

- ② 「選択領域」での講座開設数の増加等
免許状更新講習の「選択領域」における消費者教育に係る講習の開設数を増加させ、また、講習内容についても、実践的な消費者教育を指導できる内容となるよう促す。(文部科学省)
 - ③ 新たな主体による講座開設
全国の教員に講習の機会を提供できるよう独立行政法人国民生活センター等が講習開設者となることを検討し、実施に向けて取り組む。(消費者庁、独立行政法人国民生活センター)
- (2) 教員研修に係る取組
- ① 研修開設数の増加
中堅教諭等資質向上研修等の教員研修において、消費者教育を扱う研修を積極的に実施するよう、都道府県教育委員会等に対し促す。(文部科学省)
 - ② 独立行政法人国民生活センターや地域の消費生活センターによる研修の実施と都道府県教育委員会等との連携強化
都道府県教育委員会等の意向を汲みつつ、独立行政法人国民生活センターや地域の消費生活センターによる、教員向けの研修の実施に向け取り組む。(消費者庁、独立行政法人国民生活センター)
都道府県教育委員会等が、上記研修を教育委員会の法定研修等としても積極的に位置付けるよう促す。(文部科学省)
 - ③ 教員研修用講義動画の配信
独立行政法人教職員支援機構による、消費者教育に関する教員研修用講義動画の配信など、各地域における研修の充実に向けた、コンテンツの提供及び周知等に取り組む。(文部科学省、独立行政法人教職員支援機構)
 - ④ 学校管理職に対する研修の充実
学校管理職における外部人材の活用や教科間連携の重要性に関する理解のため、研修が適切に行われるよう促す。(文部科学省)

4. 外部人材等の活用及び育成

- (1) 外部人材の活用に向けた働き掛け、情報提供
教職課程、免許状更新講習及び教員研修において、大学及び都道府県教育委員会等が、必要に応じて、外部人材を講師として活用するよう促す。(文部科学省)

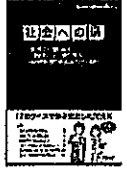
- ・ 各種の団体と協議して、教育現場で活用できる外部人材について情報収集を行い、収集した情報をもとに人材バンクを構築する。(消費者庁)
- (2) 消費者教育コーディネーターの業務遂行のための環境整備
 - ・ 消費者教育コーディネーター²の質的保証のために、コーディネーターとして適した者の情報収集を行い、例えば認定制度を設けるなどして、認定されたコーディネーターを人材バンクに登録し情報発信する。(消費者庁)
 - ・ コーディネーターの設置に向け、都道府県及び指定都市に対して財源に係る支援を行う。(消費者庁)
 - ・ 独立行政法人国民生活センターにおいて開催するコーディネーター育成講座の内容を充実させ、開催地及び開催回数を増やすことを検討し、実施する。また、独立行政法人国民生活センターの講座の開設や相互の意見の交換の場を設けるなど、コーディネーター自身に対する研鑽の場の提供について検討し、実施する。(消費者庁)
 - ・ 大学及び教育委員会等に対し、外部人材との連携を行うコーディネーターの制度を周知し、活用を促進する。(文部科学省)

² 消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整をする役割を担う者(消費者教育の推進に関する基本的な方針(平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更)参照)

参考1

「社会への扉」を活用した授業の実施

⇒実践的な能力を身に付ける



目標

すべての都道府県で全高校で実施

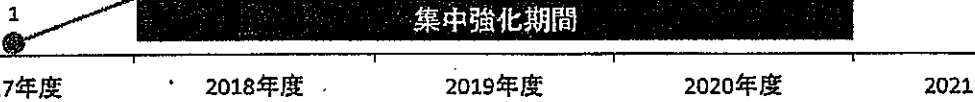
都道府県数

徳島県内の全高校で「社会への扉」を活用した授業を実施 (全56校/約6900人)

- 徳島県での実証結果について情報共有(活用手法等)
- 消費者教育教材「社会への扉」の提供
- 「社会への扉」を活用した授業を実施する教員向けの研修の実施、講師派遣
- 関係省庁(金融庁、法務省、文部科学省)との連携

集中強化期間

2017年度 2018年度 2019年度 2020年度 2021年度



参考2

消費者教育コーディネーターの育成・配置

⇒学校教育現場における外部講師の活用(実務経験者の有する知識や経験を有効活用)

※消費者教育コーディネーターとは、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整をする役割を担う者。

目標

すべての都道府県で配置

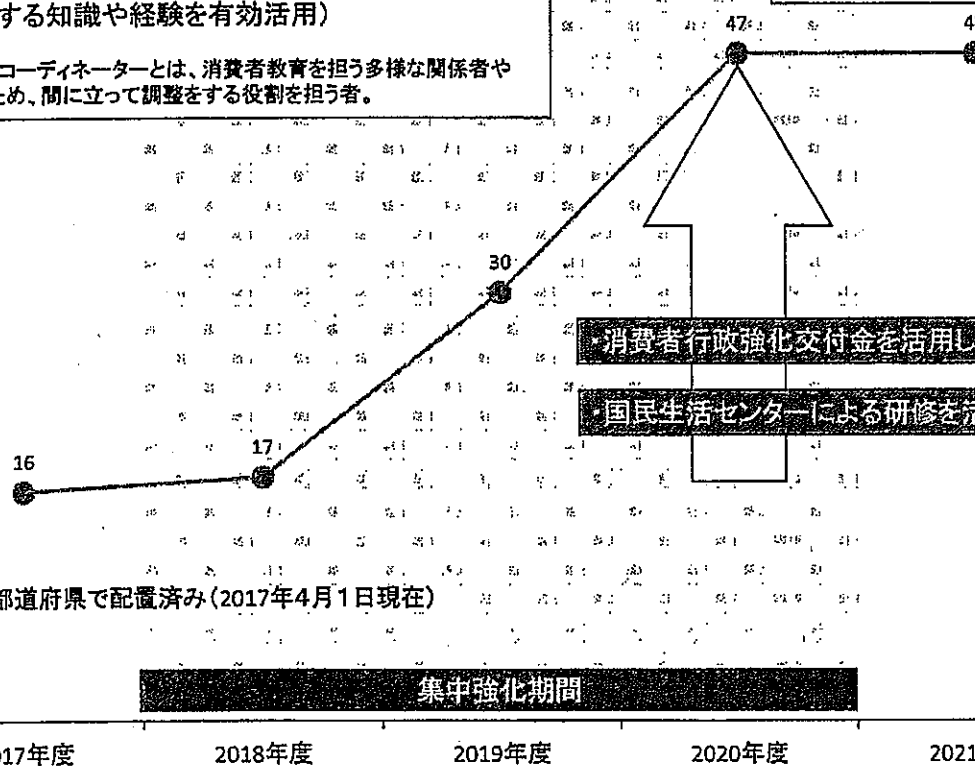
都道府県数

- 消費者行政強化交付金を活用した育成・配置の促進
- 国民生活センターによる研修を活用した育成

16都道府県で配置済み(2017年4月1日現在)

集中強化期間

2017年度 2018年度 2019年度 2020年度 2021年度



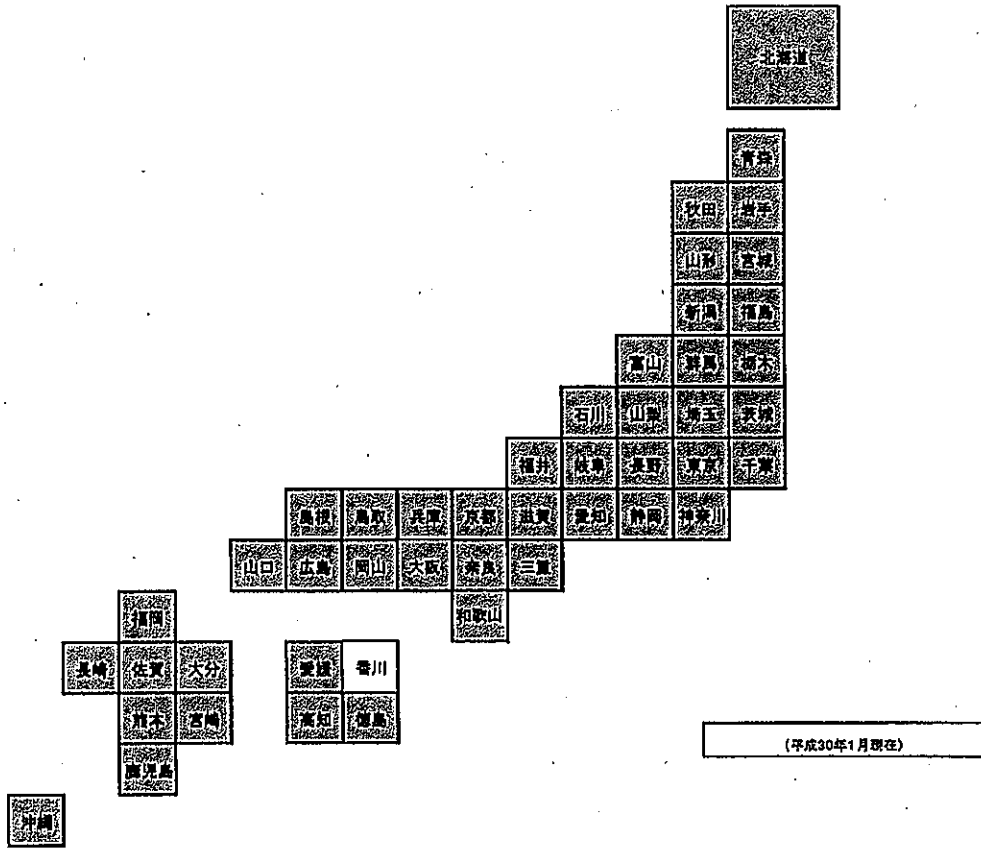
【注記】なお、平成30年3月末時点において、
 ・香川県でも計画策定済み
 ・和歌山県でも協議会設置済み と確認。

⇒協議会未設置県は大阪府のみ
 (計画は47都道府県で策定済み)

参考3

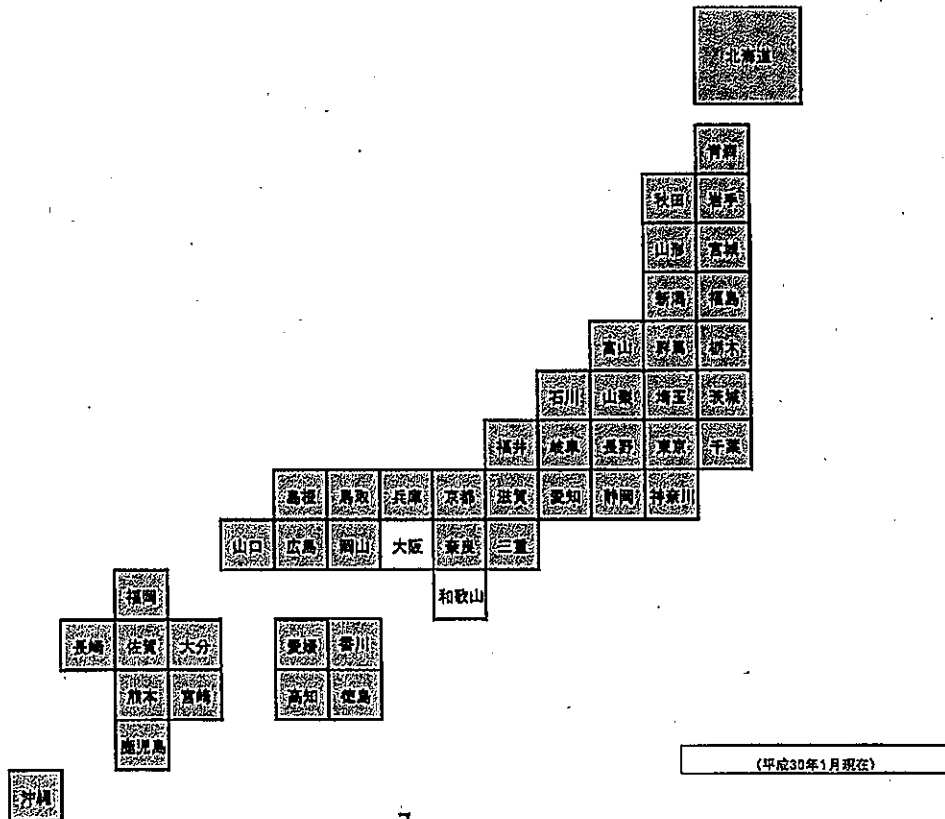
○消費者教育推進計画の策定状況

【現状】46都道府県で策定済み



○消費者教育推進地域協議会の設置状況

【現状】45都道府県で設置済み



(別 添)

若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議について

平成30年2月20日

4省庁申し合わせ

1. 趣旨

民法の成年年齢引き下げに向けた検討が進められていることを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための効果的な方策として、実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題となっている。

この取組を推進するにあたり、関係省庁が緊密に連携して取組を推進するため、「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」を設置し、若年者における効果的な消費者教育の実施、関係者の取組推進のための方策等について検討する。

2. 会議構成員

消費者庁	消費者庁次長
文部科学省	生涯学習政策局長 初等中等教育局長
法務省	大臣官房司法法制部長
金融庁	総括審議官

3. 担当課長会議構成員

4省庁関係局長会議の下に、担当課長会議を置く。

消費者庁	消費者教育・地方協力課長
文部科学省	生涯学習政策局 男女共同参画学習課長 初等中等教育局 教育課程課長 教職員課長
法務省	大臣官房司法法制部 司法法制課長
金融庁	総務企画局 政策監理官

4. 庶務

消費者庁消費者教育・地方協力課において処理する。



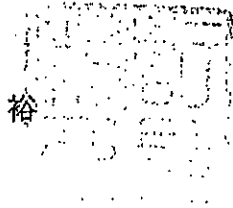
消教地第137号
29文科生第844号
平成30年3月20日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

殿

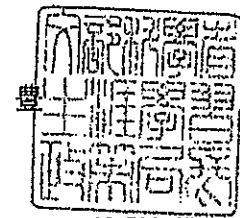
消費者庁次長

川口 康裕



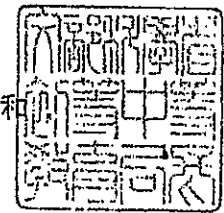
(印影印刷)

文部科学省生涯学習政策局長
常盤



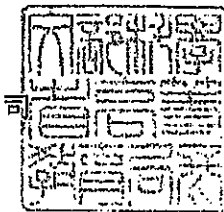
(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
高橋 道和



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長
義本 博司



(印影印刷)

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更及び「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づく取組の推進について（通知）

日頃より消費者教育の推進に当たり御高配を賜りまして、誠にありがとうございます。

消費者教育を総合的・一体的に推進することを目的として、平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、平成25年6月に「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が定められてから、5年を迎えます。これまで、基本方針に基づき、学校、地域社会、家庭、職域などの様々な場で消費者教育に関する取組が行われてきたことを踏まえ、また、消費生活を取り巻く環境の変化を勘案し、消費者教育推進会議などの意見を聴き、この度、基本方針の変更について閣議決定を行いました（別添1）。

変更後の基本方針は、平成30年度から平成34年度までの5年間を対象とするものであり、この基本方針を指針として、国、地方公共団体、教育委員会、消費者団体等、事業者等、学校、消費生活センター、地域福祉関係者その他の幅広い消費者教育の担い手の方々による取組と相互の連携がより一層前進するよう、国としても引き続き取り組んでまいります。

また、変更後の基本方針では、「当面の重点事項」として、消費生活を取り巻く社会経済情勢等を踏まえて重点的に取り組むことが求められる喫緊の具体的な課題を示しました。このうちの一つである「若年者への消費者教育」を具体的に推進するため、平成30年2月20日に消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁の「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」を開催したところです。同会議において、2018年度から2020年度までの3年間を集中強化期間として、関係4省庁が緊密に連携して各種取組を推進することを内容とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）を決定いたしました（別添2）。

これに基づき、2020年度には全都道府県の全ての高等学校等において消費者庁作成の消費者教育教材「社会への扉」を活用した授業が行われることを目指すとともに、全都道府県における消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた支援などに取り組んでまいります。

貴職におかれましては、これらを踏まえ、消費者担当部局や消費生活センター等と教育委員会、学校、大学等との連携により、一層の消費者教育の推進に努めていただきますようお願いいたします。あわせて、関係部局、城内の市町村消費者行政部局、市町村教育委員会、所管又は所轄の学校等（専修学校及び各種学校を含む。）関係機関・団体に対して、基本方針及びアクションプログラムの内容を御周知いただきますようお願いいたします。

今後とも消費者教育の一層の推進に向け、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【本件問合せ先】

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
消費者庁 消費者教育・地方協力課 消費者教育推進室
TEL 03-3507-9149(直通) FAX 03-3507-9259
担当:山田、吉井、久保
E-mail g.syohisyakvoiku@caa.go.jp

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省生涯学習政策局 男女共同参画学習課
消費者教育推進係
TEL 03-5253-4111(3462) FAX 03-6734-3719
担当:岩倉、小江
E-mail consumer@mext.go.jp

別添1及び別添2（略）

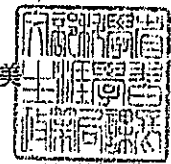


29 生 参 学 第 29 号
平成 30 年 3 月 20 日

各都道府県・政令指定都市教育委員会社会教育・生涯学習主管課長
 各都道府県・政令指定都市教育委員会指導事務主管課長
 各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
 各都道府県・政令指定都市教育委員会教員研修主管課長
 各都道府県私立学校事務主管課長
 附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課長
 各国公私立大学学生支援主管課長 殿
 各公私立短期大学学生支援主管課長
 各国公私立高等専門学校学生支援主管課長
 各国公私立大学教職課程担当課長
 各国公私立短期大学教職課程担当課長
 各指定教員養成機関指定事務担当課長
 厚生労働省医政局医療経営支援課長

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長

中野理美



(印影印刷)

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長

萬谷宏之



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局教育課程課長

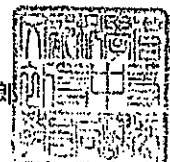
淵上



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局教職員課長

佐藤光次郎



(印影印刷)

文部科学省高等教育局大学振興課長

三 浦 和 幸



(印影印刷)

文部科学省高等教育局学生・留学生課長

井 上 諭



(印影印刷)

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」及び「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づく取組について（依頼）

平成 30 年 3 月 20 日付け消教地第 137 号及び 29 文科生第 844 号で通知したとおり、「消費者教育の推進に関する法律」に基づき「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を変更するとともに、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）を決定いたしました。

貴職におかれましては、基本方針及びアクションプログラムの趣旨を御理解いただき、消費者担当部局や消費生活センターを始めとする関係部局等との連携により、消費者教育の一層の推進に努めていただきますようお願いいたします。

現在、民法の改正による成年年齢の引下げに向けた議論が進められているところであり、成年年齢が引き下げられた場合、18 歳から契約の主体となる一方、現在 20 歳未満まで認められていた未成年者の契約の取消権についても 18 歳未満までとなります。これを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、基本方針においては、「当面の重点事項」の一つとして「若年者への消費者教育」を示すとともに、2018 年度から 2020 年度までの 3 年間を集中強化期間とするアクションプログラムに基づき、関係省庁が連携して取組を推進していくこととしています。

については、貴職におかれましても、下記の点に留意の上、若年者への実践的な消費者教育に取り組んでいただきますようお願いいたします。

各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれましては、域内の市区町村及び市区町村教育委員会、学校（専修学校及び各種学校を含む）に対し、管下に附属学校を置く各国立大学におかれては、管下の学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、この趣旨について周知いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、消費者庁消費者教育・地方協力課長より、都道府県消費者行政担当課長及び政令指定都市消費者行政担当課長宛てに別添のとおり依頼されています。

1. 高等学校等における消費者教育の推進

(1) 消費者基本法（平成 16 年制定）や消費者基本計画（平成 17 年決定）を踏まえ、現行の学習指導要領（平成 20 年、21 年改訂）においては、消費者教育に関する内容が充実されていることから、その趣旨を理解し、引き続き学習指導要領に基づき、適切に消費者教育を実施されるようお願いいたします。

(2) アクションプログラムでは、2020 年度に全国の高等学校等において消費者庁作成の消費者教育教材「社会への扉」を活用した授業が行われることを目指しています。消費者教育の実施に当たり、本教材の積極的な活用をお願いいたします。

本教材には、契約や多重債務などの内容が記載されており、高等学校の公民科や家庭科などで活用することができるよう作成されていますので、参考までに本教材の URL を掲載しています。

なお、本教材を活用した授業については、平成 29 年度は徳島県において、県内の全高等学校の第 1 学年を対象に実施されており、その取組について今後消費者庁において取りまとめる予定ですので、参考としてください。

(3) 消費者教育の実施に当たっては、消費生活相談員や弁護士等の実務経験者等を外部講師として活用することも効果的な手法の一つと考えられます。消費者庁では、消費者教育コーディネーターの育成・配置に取り組んでおり、アクションプログラムでは、2020 年度に全ての都道府県で配置することを目指しています。実際の活用にあたっては、各都道府県の消費者行政担当部局に問い合わせください。

(4) 日常生活の中で実践できる能力を育み、自ら考え自ら行動する自立した消費者を育成するためには、教師の指導力の向上を図ることが重要です。教員の養成、研修において、消費者教育に関する内容を積極的に取り入れてくださいますようお願いいたします。

なお、現在、消費者庁の消費者教育推進会議に設けられた若年者の消費者教育分科会において、大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等における消費者教育に関する取組について検討が行われており、本年 6 月を目途に取りまとめられる予定です。

2. 大学等における消費者教育の推進

(1) 消費生活センター等との連携により、学生に対する消費者被害防止に関する啓発活動や相談対応、講義、ゼミ等における消費者教育に一層積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。その際、1. (3) と同様、消費者教育コーディネーターを積極的に活用していただくようお願いいたします。

3. その他

(1) 消費者教育の推進に関する法律第 10 条では、地方公共団体において、基本方針を踏まえ、消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めること、第 20 条では、消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めることとされています。教育委員会におかれては、消費者行政部局と連携し、当該計画等を踏まえ、消費者教育を積極的に推進していただくようお願いいたします。

(2) 文部科学省においては、「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の見直しを現在行っているところです。本年 6 月頃を目途に改定する予定としており、追って通知する

ので、本指針を参考に消費者教育の取組を進めていただくようお願いします。

以上

(参考)

- 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成25年6月28日閣議決定(平成30年3月20日変更))
- 「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」(平成30年2月20日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定)
URL(消費者庁ホームページ):
http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/basic_policy/
- 消費者教育教材「社会への扉」(消費者庁作成)
URL(消費者庁ホームページ):
http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/

【本件担当】

文部科学省生涯学習政策局 男女共同参画学習課
消費者教育推進係 担当:岩倉、小江
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL 03-5253-4111(3462) FAX 03-6734-3719
E-mail consumer@mext.go.jp

別添(略)

